

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

（開催要領）

- 1 日時 平成27年10月16日（金）16:27～16:42
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室
- 3 出席

<WG委員>

- | | | |
|----|--------|-------------------------------|
| 座長 | 八田 達夫 | アジア成長研究所所長
大阪大学社会経済研究所招聘教授 |
| 委員 | 阿曾沼 元博 | 医療法人社団滉志会瀬田クリニックグループ代表 |
| 委員 | 原 英史 | 株式会社政策工房代表取締役社長 |

<関係省庁>

- | | |
|--------|--------------------------------------|
| 長田 浩志 | 厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部
生活衛生課長 |
| 渡邊 英介 | 厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部生活衛生課
課長補佐 |
| 堀畑 正純 | 農林水産省都市農村交流課長 |
| 志田 麻由子 | 農林水産省都市農村交流課課長補佐 |
| 二田 鉦太郎 | 農林水産省都市農村交流課係長 |

<事務局>

- | | |
|-------|----------------|
| 佐々木 基 | 内閣府地方創生推進室長 |
| 川上 尚貴 | 内閣府地方創生推進室室長代理 |
| 藤原 豊 | 内閣府地方創生推進室次長 |
| 塩見 英之 | 内閣府地方創生推進室参事官 |
| 田中 誠也 | 内閣府地方創生推進室参事官 |

（議事次第）

- 1 開会
- 2 議事 非農林漁業者の民泊サービスの提供について
- 3 閉会

○藤原次長 それでは、先週に引き続きまして、まただいぶ世の中の中的にも非常に注目を浴びています民泊と言われるもので、特に非農林漁業者というところで、前回も御議論いただきましたが、その延長ということで、御指摘いただいたことに対する御回答ということ

でございます。

ちなみに、もう事務的にも調整をしておりますけれども、近々行われます特区の諮問会議が予定されておりますけれども、その中でもこの項目につきましても、是非総理の諮問会議の中で、関係省庁の大臣も御参加いただいた上で御議論させていただきたいと思っております。

それでは、八田座長、よろしくお願いたします。

○八田座長 お忙しいところ、いつもおそれ入ります。早速、御説明をお願いします。

○長田課長 先週に引き続き、厚生労働省の生活衛生課長でございます。

御指摘をいただきました点は、大きく2点ございます。

まず一つは、法人化している地域コミュニティ組織や農事組合法人等が農林漁業体験民宿業を営む場合、これについても旅館業法の特例の適用ができないかということでございます。

ここの部分につきまして、前回のヒアリングの際には、個人かどうかというところで、負担ということも考慮をしたという経緯があるということをお願いさせていただきましたけれども、客室面積基準ということに関して言えば、適用除外という方向で検討をできればと思っております。

ただ、いわゆる農家の方が直接貸される場合との違いは、農家の方は、住みながらお客様に相對するということができる。それに対して、法人の場合は、当然何らかの管理体制は敷かれるとは思っておりますが、そこの最低限の管理というのは確保される必要があると思しますので、そこを前提とした上で、面積ということに関しては前向きに考えたいと思っております。

ただ、「なお書き」で書きましたのは、旅館業法はそういう整理が可能と考えておりますけれども、別途、建築基準法であるとか、消防法とか、それぞれの法令の観点から、通常一般住居と異なる規制がかけられているということがございまして、そこがこのケースにおいてどう整理をされるかというのは、それぞれの所管省庁の御判断があるのかなと思います。

○八田座長 消防法と、あとは何ですか。

○長田課長 建築基準法です。

○原委員 この議論の前提としては、まず、農家以外の個人が運営する場合については、もう特例を作られるという御方針になっていて、個人だけではなくて、このコミュニティ組織などでもいいでしょうという議論ですけれども、個人の場合と組織の場合だと、消防法とか建築基準法は違うのでしたか。

○長田課長 個人かどうかと言うより、元々今の農家民宿については持ち主の方が住まれている、言わば基本的には住居という用途を前提として、建築基準法ないし消防法でも特例と言いますか、そういったものが講じられているということがございまして、そこがどういう判断がなされるのかというところはあるのかなと思っております。ただ、我々の所

管の外の話でございますので、その程度で御容赦をいただければと思います。

○原委員 ついでに、住居というのは空き家になっている状態のものはどういう扱いになるのでしょうか。

○長田課長 ですので、居住の目的という用途で見ているので。

○原委員 想定されるのは、空き家になっている状態のところを別の法人が引き取って運営をされるとか、そういうことがいかにもありそうだと思うのですが、それは多分住居扱いになるのですよね。元々住居として使われているのですから。

○長田課長 要は、あとは誰がどういう形で安全性も含めて管理をするかというところで、どう判断をされるかということではないかとは思いますが。

○原委員 そこに人がいたほうが、管理人みたいな人がいれば、多分住居になる。

○長田課長 そこは他省庁の所管でございます。

それから、二つ目の先般、陶芸というのが一つの例で挙がってございましたけれども、国家戦略特区において農林水産省所管のいわゆる余暇法の対象でない体験事業を目的とした場合にも特例の対象にできないかという御提案でございます。

これは、前回お話をしたことの繰り返しになりますけれども、あくまでいわゆる余暇法に基づく政策的必要性というのは明確に位置付けられている。そこを踏まえて、旅館業法の世界でもそれに対応していこうという話でございます。

ですので、この対象ではない事業というものをどうするかということに関して言うと、言ってみれば、世の中、体験事業とセットでやっている色々な旅行プランというのはあまたあるわけでございまして、そのどの事業が政策的意義のあるもので、そうでないものはどこかというあたりの線引きをするのは、我々の立場としてはなかなか難しいと思っておりますので、この農林水産省所管の法律の位置付けはともかくといたしまして、何がしかそういう政策的な必要性の意義とか枠組みみたいなことが位置付けられているという前提がなければ、色々な体験事業を入れろということは現時点では難しいかなと思っております。

○八田座長 どうもありがとうございます。それでは、委員の方から御質問、御意見を伺いたいと思います。

○原委員 (2)については、地方創生の観点で重要な価値がある体験事業というのは、何らかの形で明確に範囲を確定できれば、可能性はあり得るのでしょうか。

○長田課長 そこはどのような線引きがなされるかという内容次第かと思っておりますので、今、いいとも悪いとも明確な答えをするのは難しいかと思っております。

○八田座長 これこそ全国区でやるよりは、特区の区域会議みたいなところで具体的な基準を決めていくというほうが楽かもしれませんね。

○阿曾沼委員 政策的必要性でそのものを決めるのは、例えば、地域会議とか何かで決める、もしくは首長が決めるということでも構わないわけですよ。その地域において政策的に意義があるというのは、国が決めるものでもないということですかね。今、どの事業

が政策的に必要性かの位置付けを考える必要があるとおっしゃったのだけれども、その位置付けを考えるのは誰なのか、決めるのか誰なのかと。それを判断するのはどういうことになるのですか。

○長田課長　そこは、そもそもどういった枠組みの中でその位置付けが整理をされるかということの具体的な話があれば、それを踏まえてどう考えるかということについて検討はしたいと思います。

○阿曾沼委員　合理性、論理性があればいいという話でしょうね。

○長田課長　若干我々として懸念しますのは、あくまでこれは旅館業法の特例でありますので、言ってみれば、言い値で何でもありの世界になるということはいかがなものかという気はいたしますので、先生が今おっしゃった合理性であるとか、妥当性であるとか、公平性であるとか、そういったことがどう担保されているかというところはよく見極めをさせていただく必要はあるのかなと思います。

○八田座長　「農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律」を、特区においては第何条において農林漁業体験だけでなく、その地域におけるこうこうこういう地方創生に資するような活動をしてよいものとするということを特区法に書いて、その目的をかなり厳密にした上で、その判断は区域会議で行うというような形をとれば、あまり野放図にがんと広がっていくということはずらず、しかも、地域創生という目的は明確であり、かつ判断する主体も国も入ってやるということになるので、割とかつちりしたものができるのではないかという気がします。

○堀畑課長　農林水産省ですけれども、先生のおっしゃることはごもっとも点がありますが、ただ一つ、この農山漁村滞在型のいわゆる余暇法でございますが、目的が農林漁業の体験その他、農林漁業に対する理解を深めるための活動のための基盤の整備を促進することですから、そういう意味で、農林漁業の体験民宿業というのは、農山漁村滞在型の余暇活動に必要な役務となっています。この辺は全部法律に明確にされているのですが、この農山漁村滞在型の余暇活動というのは、基本的には農作業等の体験その他、農林業に対する理解を深めるということですから、そのところに陶芸というものは農林業というものに関係するという意味では、この大きな法律の目的からすると非常に難しい面があるのではないかと思います。

そういう意味で、この中で直接読むというよりも、陶芸というものが、また別途、我々の法律が旅館業法の特例というものが余暇法の中でこういう役務があった場合には特例ですと扱っているように、何か別のところで陶芸民宿というのを位置付けることがあればできるのですが、この法律の中で読むというのはなかなか難しいと考えられると思います。

○原委員　この枠外だと思いますよ。農林水産省で農林漁業とは別のことをやってくださいというのは、これは多分無理だと思います。

○八田座長　では、農林漁村振興のための余暇何とかという。

○原委員　別にそのために法律を作る必要はなくて、特区法の条文の中で、農山漁業滞在

余暇活動の法律の体験事業以外であっても、区域会議で定めるものということです。

○八田座長 さっき言ったようなことですね。

○原委員 なので、農林水産省で法律を変えてくださいということではない。

○八田座長 私もそういうことで、だから、現行の法律の中ではなくて、特区法の中できちんと例外規定を作るということですね。

○原委員 それは多分大いに可能性がある。

○八田座長 とすると、上のほうも、消防法、建築基準法で検討するというのは当然のことだと思いますから、厚生労働省がここはやろうということは非常に前向きのお話で、全体的にこれからやられるとしても、消防庁、国土交通省とも検討していきたいと思えますし、今のところも、特区法の中へどういうふう書き込むかということこれから議論させていただきたいと思えます。

○阿曾沼委員 すごく初期的なことになりますけれども、この対象の体験事業というのは、朝から晩までとにかく全て農業に関係することでなければいけないということではなくて、例えば、プログラムの中で何パーセントは別に人間の交流を深めるために色々なことをやるということ是可以するわけですよ。だから、その中に1日陶芸があったって、別にいいわけですよ。

○堀畑課長 だから、実態ですよ。農村部でやるとすれば、陶芸の話でもやる以外に、我々が言っている農林漁業の体験みたいなものをやる話をすれば十分できるというのは。

○阿曾沼委員 元に戻ったっていいわけです。

○堀畑課長 その中にそういうものが入っていれば、十分できる可能性はあると思えます。

○八田座長 そうしたら、それはあまり変えなくてもできることになりますね。

○阿曾沼委員 だって、100%農作業をしなければいけないという決まりもないわけですから。

○八田座長 本当にそうですね。

○堀畑課長 プログラムにそれが入れば十分可能だと、現実的にはあるかと思えます。

○原委員 むしろ農作業以外のものをコアにした体験を組みたいというニーズですね。

○阿曾沼委員 そのときには、特区の中で規定できて、柔軟に対応できるようにすることがあるかもしれませんね。

○原委員 それから、これは確認ですが、(1)のほうは全国措置での御検討ということですよ。

○長田課長 (1)に関しては、特に特区という限定をする必要はないのかなと思っております。

○原委員 あと、これは規制改革会議でもこの議論は並行してされているわけですね。

○長田課長 ただ、規制改革会議は、まず、農家民宿の話に関して言えば、前回御回答をした非農林漁業の例えば、引退農家の方とかについて対象とするというのが規制改革実施計画なので、基本的にはそのラインの話で、さらに農家民宿について今回御提案をいただ

